

令和 6 年 7 月改定版

春日部市役所が取り組む 地球温暖化対策実行計画

【令和4年度中間見直し版】

第2次春日部市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

2018年度(平成30年度)～2027年度(令和9年度)



春日部市
KASUKABE CITY

春日部市環境都市宣言

春日部市は、江戸川、大落古利根川に代表される多くの水辺をはじめとした自然や、広々とした田園の中に都市機能と拠点性を持ち合わせています。また、日光街道第四の宿場町としての歴史や日本一の大風をはじめとする伝統文化、桐たんすなどの伝統産業と豊かな農の恵みに育まれたまちとして発展してきました。

高度経済成長の頃から、それまでの生活様式や産業構造が変化し、水・空気・大地の汚染などによる環境への負荷を発生させ、温暖化に象徴される地球環境の危機に及んでいます。

今こそ、わたしたちは暮らしを見つめ直し、未来に向け、より良い環境をつくり育てていかなければなりません。

わたしたち、地球に生きる春日部市民は、心を一つにして、自然と調和した春日部市を目指すため、ここに「環境都市」を宣言します。

- 一 わたしたちは、水と緑と澄んだ空気を大切にし、自然と人とが共生したまちをつくります。
- 一 わたしたちは、「もったいない」を合言葉に、ごみを減らし、エネルギーを節約し、低炭素社会^{※1}を担うまちをつくります。
- 一 わたしたちは、環境について学び、伝え合い、家庭や地域から、積極的に行動し、地球にやさしいまちをつくります。

2009 年（平成 21 年）4 月 1 日

春 日 部 市

^{※1} 地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システム。

目 次

第 1 章 新たな計画策定にあたって.....	3
1. 地球温暖化の現状と我が国の対応	3
2. これまでの市の取組	4
第 2 章 計画に関する基本的な事項.....	5
1. 計画の目的	5
2. 計画の位置付け	6
3. 計画の対象施設	7
4. 計画の対象物質	8
第 3 章 温室効果ガスの排出量等の状況	9
1. エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の状況	9
2. 前計画について	14
第 4 章 計画の期間及び目標.....	15
1. 計画の期間と基準年度	15
2. 温室効果ガス総排出量の目標値	15
3. 温室効果ガス排出量削減に係る進捗状況	16
第 5 章 目標達成のための取組内容.....	17
1. 重点推進事項の推進	18
2. その他の全庁共通事項の推進	20
3. 部局固有の取組事項の推進	22
第 6 章 計画の推進及び点検の体制と公表.....	23
1. 計画の推進体制の組織と各役割	23
2. 実施状況の点検・評価・公表	24
資料編.....	26
資料 1 全庁的に取り組む具体的な行動指針	27
資料 2 参考データ	30
資料 3 地球温暖化対策の推進に関する法律【抜粋】	31
資料 4 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律【抜粋】 ..	36
資料 5 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進 に関する法律【抜粋】	37
資料 6 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事 業活動の促進に関する法律【抜粋】	38
資料 7 エコドライブ 10 のすすめ	40
資料 8 エコライフ DAY・WEEK チェックシート	41

第1章 新たな計画策定にあたって

1. 地球温暖化の現状と我が国の対応

地球温暖化とは、主に人間の産業活動に伴う排出によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス^{※2}の濃度が増加することにより、地表面から放出されるエネルギーのうち温室効果ガスに吸収される量が増加し、地表面の温度が上昇する現象です。

2014年（平成26年）に公表されたIPCC^{※3}（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである。大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇し、温室効果ガス濃度は増加している。」と指摘されています。

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年（平成4年）に国連気候変動枠組条約^{※4}が国連総会で採択され、1994年（平成6年）に発効しました。1997年（平成9年）には京都議定書^{※5}が採択され、2005年（平成17年）に発効しました。

国際的な取組が進められる中、「地球温暖化対策の推進に関する法律^{※6}」（以下、「温対法」という。）が1998年（平成10年）に公布、1999年（平成11年）に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国・地方公共団体・事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国・地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組を整備するものとなっています。

その後、京都議定書に続く新たな国際枠組である「パリ協定」と、2015年（平成27年）7月に我が国が国連に提出した「日本の約束草案」を踏ま

※2 大気圏にあり、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。地球温暖化対策の推進に関する法律に定められている温室効果ガスは二酸化炭素やメタンなど7種類。

※3 Intergovernmental Panel on Climate Changeの略。各国政府を代表する専門家が地球温暖化に関して議論する場。国連環境計画と世界気象機関により、1989年（平成元年）に設置。地球温暖化のメカニズム、社会経済への影響、対策を明らかにすることが目的。

※4 正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。温室効果ガスの増大に伴う気候変動を防止するための枠組を規定した条約。1992年（平成4年5月）に採択され、1994年（平成6年）3月21日に発効。先進国が温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）レベルに安定化されること、各国が排出量の国家通報を行い、締約国会議で審査を行うなどを盛り込んでいる。

※5 1997年（平成9年）に開催された「地球温暖化防止京都會議（第3回締約国会議：COP3）」において採択された議定書（関係した国々が署名した条約の一種）。先進国に対し、法的な拘束力のある削減目標を定め、先進国全体で温室効果ガスを5.2%削減することとした。また、排出量取引、共同対策事業、開発途上国の対策支援などが組み込まれている。2005年（平成17年）2月16日に発効。日本は2002年（平成14年）6月に批准。

※6 京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

え、2016 年（平成 28 年）5 月に、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。計画では、温室効果ガスの排出量を 2030 年度（令和 12 年度）までに 2013 年度（平成 25 年度）比で 26%削減するという中期目標に併せて、各部門のエネルギー起源二酸化炭素について排出量の目安が示されました。

その後、「地球温暖化対策計画」は令和 3 年 10 月に改訂され、温室効果ガスの排出量を 2030 年度（令和 12 年度）までに 2013 年度（平成 25 年度）比で 46%削減、2050 年度（令和 32 年度）までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことに変更されました。

2. これまでの市の取組

市では、温対法に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減計画として、2009年度（平成21年度）に「第1次春日部市地球温暖化対策実行計画」（以下、「前計画」という。）を策定しました。2015年度（平成27年度）の継続改訂を経て、2017年度（平成29年度）までを計画期間とし、取組を実施してきました。

また、多様化する環境問題と向き合い、国の動向や国際的な取組などに注視しながら、本市の特性にあった施策を推進して行くため、2008年度（平成20年度）に春日部市環境基本計画を策定しました。2018年（平成30年）3月には、社会的情勢の変化を加味し、新たに「第2次春日部市環境基本計画」を策定しました。

その後、令和 3 年 3 月には、2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指す旨を宣言しました。

なお、第2次春日部市環境基本計画には、春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的な考え方を継承した「みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画」が含まれています。

「みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画」とは、2018 年度（平成 30 年度）から 2027 年度（令和 9 年度）までを計画期間とし、市域全体の温室効果ガス排出量を削減するための計画です。

第 2 章 計画に関する基本的な事項

1. 計画の目的

市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めることや、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化をすることは、地域の温室効果ガス排出抑制に寄与します。また、市の事務事業において、環境への配慮を進めることは、市場経済の仕組において、環境に配慮した製品やサービスの普及促進に資することにもつながります。そのため、本計画を推進する事は、循環型社会や低炭素社会の構築を支援することになります。

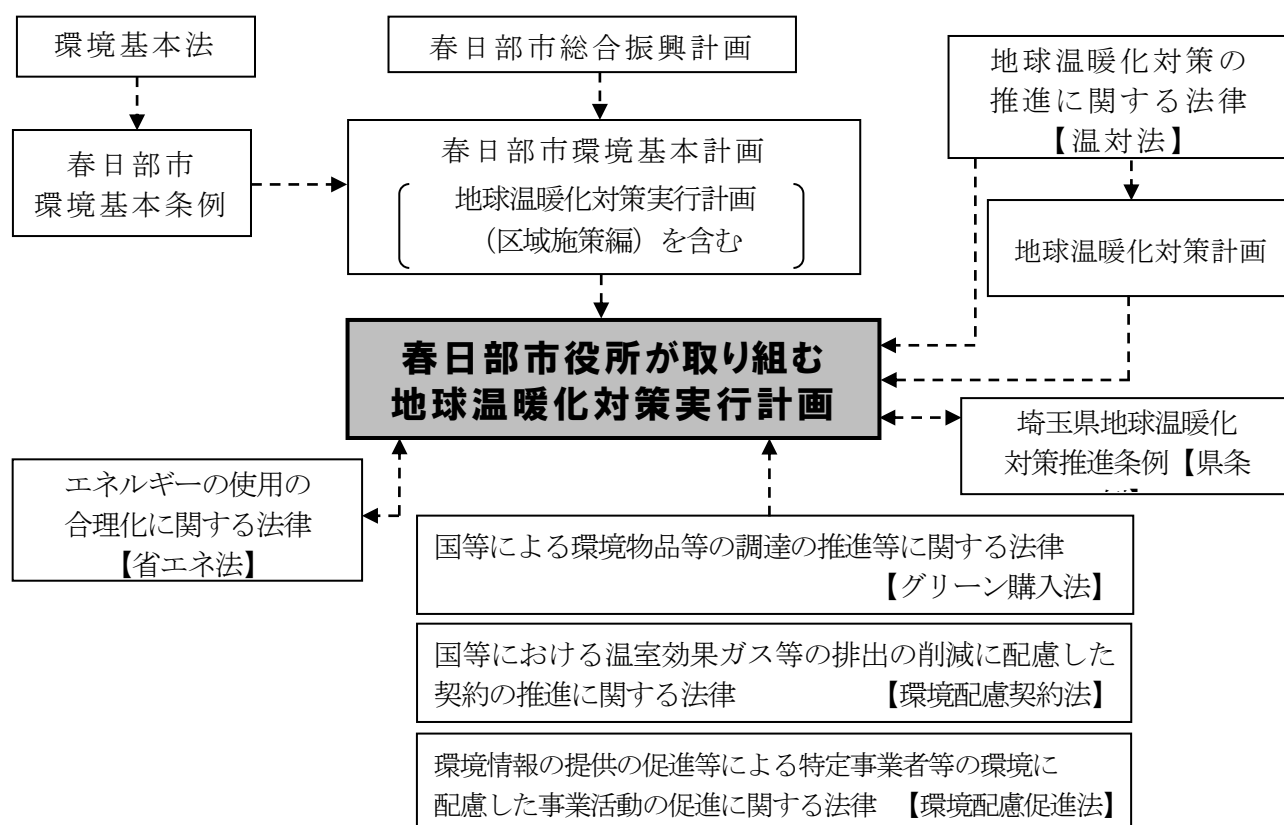
本計画は、最新の温暖化の現状や国の取組などの方針を踏まえ、温対法第 21 条第 1 項に策定が義務付けられているものであり、市の事務事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等に取り組み、実効性のある地球温暖化対策を推進することを目的とします。

2. 計画の位置付け

本計画は、図表1のとおり温対法第21条及び春日部市環境基本計画に基づき策定するものです。

本計画の実施に加え、温対法・エネルギーの使用の合理化に関する法律^{※7}（以下「省エネ法」という。）に基づく省エネ対策、及び埼玉県地球温暖化対策推進条例^{※8}（以下「県条例」という。）に基づく地球温暖化対策を総合的に取り組みます。

また、計画の推進にあたっては、省エネと再生可能エネルギーの利用などを図り、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（以下「環境配慮促進法」という。）への対応などを含め、より環境に配慮した取組を多面的に行います。



図表1 実行計画と関係法令

※7 貴重な燃料資源の有効な利活用を目的として、工場・建築物・輸送・機械器具のエネルギー使用の合理化を推進するために必要な措置などを定めた法律。平成20年5月改正で事業所単位から事業者単位（企業単位）のエネルギー管理に体系が変わり、地方公共団体においても企業と同様のエネルギー管理を求められている。

※8 県・事業者・県民・環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進するため、事業活動・建築物・自動車交通・環境物品等の購入について地球温暖化対策に関し必要な事項を定めたものの。

3. 計画の対象施設

本計画の対象となるのは、図表２のとおり本庁及び出先機関を含め、市が所有または賃借している全ての公共施設です。

業務委託による事業、指定管理者により管理されている施設、公共施設に入居している事務所やテナントも対象とします。一部の計画対象外となる施設や事業は、図表３にその理由とともに示します。

なお、廃棄物処理施設における廃棄物焼却や、し尿処理からも後述する「計画の対象物質」が排出されることから、他の施設からの排出とは区分けし、非エネルギー起源の排出源として算定します。

図表２ 部局ごとの主な対象施設

部局	主な対象施設等
市長部局	庁舎（本庁舎及び別館等）、保育所、コミュニティ施設（集会所含む）、駐輪場、健康保険施設、福祉施設（高齢者福祉施設・障がい者福祉施設、児童センター）、廃棄物処理施設、消防施設（緊急車両含む）、公園、街灯、ポンプ場 等
市立医療センター	市立医療センター
上下水道部 （水道事業）	事務所、浄水場、ポンプ場 等
教育委員会	庁舎（教育センター）、小中学校、公民館、図書館、体育施設、文化施設、給食センター 等

図表３ 計画対象外となる施設や事務

施設・事務	理由
市営住宅（共有部分含む）	エネルギー使用に関しては共有部分も含め居住者による管理のため
土地開発公社	市から独立した法人による事務のため
埼葛斎場組合	一部事務組合による事業のため

4. 計画の対象物質

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）・メタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）・ハイドロフルオロカーボン（HFC）・パーフルオロカーボン（PFC）・六ふっ化硫黄（SF₆）・三ふっ化窒素（NF₃）の7物質です。

このうちハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六ふっ化硫黄・三ふっ化窒素は、市の事務事業において発生の見込みがないもしくは、ほとんどないことから、算定対象外とします。

なお、各温室効果ガスの主な排出源は図表4のとおりです。

図表4 温室効果ガスの種類と主な発生源

温室効果ガスの種類	性質	主な用途や発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガス。無色無臭の気体	燃料の燃焼・発泡用ガス・ドライアイスなど
メタン (CH ₄)	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。空気より軽い	家畜の腸内発酵・廃棄物の埋め立て・自動車の排気・浄化槽・燃料の燃焼など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。オゾン層を破壊する。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない	燃料の燃焼・自動車の排気・笑気ガスの使用・浄化槽・工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。化学的に安定しており、クロロフルオロカーボン（CFC）の代替として利用される。強力な温室効果ガス	スプレー・エアコンや冷蔵庫などの冷媒・化学物質の製造プロセス・建物の断熱材など
パーフルオロカーボン (PFC)	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス	半導体の製造プロセスなど
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	化学的に安定した、無毒・無臭・無色・不燃性の気体で、高い絶縁性能をもつ。強力な温室効果ガス	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素 (NF ₃)	無色・有毒・無臭・助燃性のある気体。強力な温室効果ガス	半導体の製造プロセスなど

第 3 章 温室効果ガスの排出量等の状況

1. エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の状況

(1) エネルギー起源の温室効果ガス排出量

2013 年度（平成 25 年度）における本市の全事務事業からの温室効果ガス排出量合計は、20,288t-CO₂になります（図表 5）。

また、2021 年度（令和 3 年度）における温室効果ガス排出量合計は 18,056t-CO₂となっています（図表 6）。

なお、表中の各項目の算出方法は次の通り

- ① 電気の使用に伴って排出される温室効果ガス排出量は、毎年度国が電力事業者から取りまとめて公表する排出係数のうち、購入先の電気事業者ごとの実排出係数を使用します。
- ② 自動車等燃料は、ガソリン・軽油使用量を合算したものです。
- ③ その他燃料は、重油・LPG・LNG使用量の合算したものです。
- ④ 合計は、端数処理の関係上、値が一致しないことがあります。

図表 5 エネルギー別の使用量と温室効果ガスの排出量（2013年度）

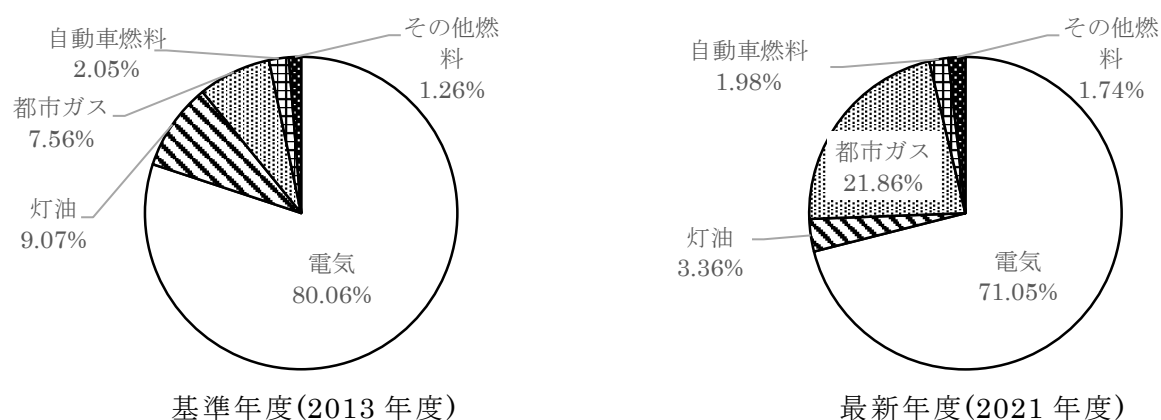
温室効果ガスの種類	エネルギー等の種別	使用量	発熱量 (GJ)	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素	電気	31,788 (千kWh)	311,402	16,235	80.025
	灯油	739 (Kℓ)	27,106	1,839	9.065
	都市ガス	686 (千m ³)	30,748	1,533	7.556
	自動車等燃料	175 (Kℓ)	6,149	415	2.046
	その他燃料	—	4,173	256	1.262
	小計	—	379,578	20,278	99.954
メタン	—	—	—	0.4	0.002
一酸化二窒素	—	—	—	9	0.044
合 計	—	—	—	20,288	100.000

図表6 エネルギー別の使用量と温室効果ガスの排出量（2021年度）

温室効果ガスの種類	エネルギー等の種別	使用量	発熱量(GJ)	温室効果ガス排出量(t-CO2)	割合(%)
二酸化炭素	電気	30,239 (千kWh)	298,858	12,824	71.021
	灯油	244 (Kℓ)	8,955	606	3.358
	都市ガス	1766 (千m ³)	79,117	3,945	21.851
	自動車等燃料	150 (Kℓ)	5,283	358	1.982
	その他燃料	—	5,209	315	1.744
	小計	—	397,447	18,048	99.956
メタン	—	—	—	0.4	0.002
一酸化二窒素	—	—	—	7	0.039
合 計	—	—	—	18,056	100.000

基準年度、最新年度共に温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の発生源は、図表7のとおり電気の使用に伴う排出量が大部分を占めています。

次いで、灯油の使用と都市ガスの使用に伴う排出となっていますが、最新年度では都市ガスの使用量が増加し、都市ガスの使用による二酸化炭素の排出割合が大きく増加しています。なお、本市の事務事業におけるエネルギーの主な用途は、電気については照明や空調、灯油と都市ガスは給湯や空調です。



図表7 二酸化炭素の発生源別内訳（2013年度と2021年度比較）

○部局別のエネルギー別使用量

基準年度及び最新年度の部局別の電気・灯油・都市ガス・自動車等燃料の使用量は、図表８、９のとおりです。

エネルギー別使用量は、市長部局及び上下水道部（水道事業）においては、最新年度の使用量が基準年度の使用量に対して減少しています。

図表８ 部局別のエネルギー別使用量（2013年度）

区 分 部局名	エネルギー使用量				燃料の発熱量 (GJ)
	電気 (千kWh)	灯油 (kℓ)	都市ガス (千m³)	自動車等燃料※ (kℓ)	
市長部局	11,974	88	177	146	133,683
市立医療センター※	3,439	404	19	1	49,064
上下水道部 (水道事業)	6,281	19	0	8	62,494
教育委員会	10,094	228	490	19	134,337
合 計※	31,788	739	686	175	379,578

※市立医療センターは、2016年度（平成28年度）に新築移転したため、旧市立病院の値である。

図表９ 部局別のエネルギー別使用量（2021年度）

区 分 部局名	エネルギー使用量				燃料の発熱量 (GJ)
	電気 (千kWh)	灯油 (kℓ)	都市ガス (千m³)	自動車等燃料※ (kℓ)	
市長部局	9,525	53	193	132	108,866
市立医療センター	4,911	0	815	0	84,211
上下水道部 (水道事業)	5,765	10	0	5	58,033
教育委員会	10,038	180	758	13	141,096
合 計※	30,239	243	1766	150	392,206

○部局別の二酸化炭素排出量

部局別の二酸化炭素の排出量は図表10、11のとおりです。

新築移転した市立医療センターを除き、二酸化炭素排出量は基準年度に対して、減少しています。

図表10 部局別の二酸化炭素排出量（2013年度）

部局名	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
市長部局	7,414	36.56
市立医療センター※	2,877	14.19
上下水道部 (水道事業)	3,402	16.78
教育委員会	6,584	32.47
合 計※	20,277	100.00

※市立医療センターは、2016年度（平成28年度）に新築移転したため、旧市立病院の値である。

図表11 部局別の二酸化炭素排出量（2021年度）

部局名	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
市長部局	5,197	28.80
市立医療センター	3,654	20.25
上下水道部 (水道事業)	2,732	15.14
教育委員会	6,464	35.82
合 計※	18,047	100.00

【温室効果ガス排出量の計算方法】

温室効果ガス排出量の算定は、エネルギーの使用量に排出係数を掛けて求めます。

【計算の流れ】

$$\text{使用量} \times \text{排出係数} = \text{排出量}$$

※地球温暖化係数がガスごとに異なるため、全てのガスを二酸化炭素あたりの温室効果に換算し、算出します。

※排出係数は、エネルギーの種類ごとに異なります。

※温室効果ガスの種類ごとに、使用エネルギー別の温室効果ガス排出量を計算し、合計したものが総排出量になります。

(2) 非エネルギー起源の温室効果ガス排出量

非エネルギー起源の温室効果ガス排出量合計は、図表12、13のとおりです。

最新年度の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物の処理量の減少により、基準年度に対し全体的に減少しています。

図表12 非エネルギー起源（廃棄物の焼却等）の温室効果ガス排出量（2013年度）

温室効果ガスの種類	排出源	処理量	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素	廃プラスチック類(合成繊維以外)	11,105(t)	31,002	95.41
	廃プラスチック類(合成繊維)	132(t)		
メタン	し尿処理	22,802(m ³)	18	0.06
一酸化二窒素			7	0.02
メタン	浄化槽	11,106(人)	138	0.42
一酸化二窒素			79	0.24
メタン	一般廃棄物焼却	73,922(t)	2	0.01
一酸化二窒素			1,249	3.84
合計	—	—	32,495	100.00

図表13 非エネルギー起源（廃棄物の焼却等）の温室効果ガス排出量（2021年度）

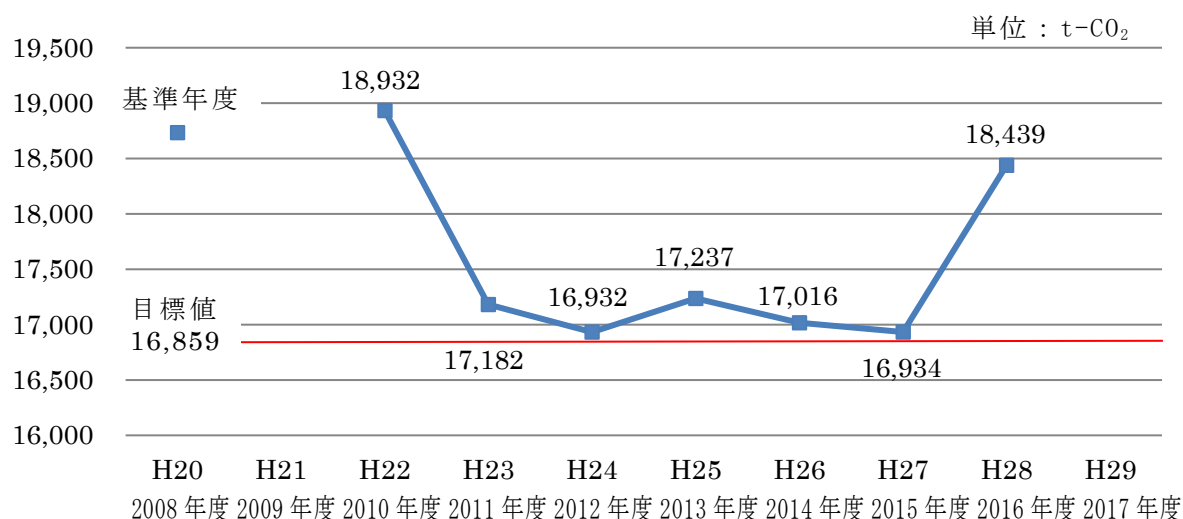
温室効果ガスの種類	排出源	処理量	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素	廃プラスチック類(合成繊維以外)	9,275(t)	25,829	95.25
	廃プラスチック類(合成繊維)	60(t)		
メタン	し尿処理	20,629(m ³)	20	0.07
一酸化二窒素			6	0.02
メタン	浄化槽	8,027(人)	118	0.44
一酸化二窒素			55	0.20
メタン	一般廃棄物焼却	64,367(t)	2	0.01
一酸化二窒素			1088	4.01
合計	—	—	27,118	100.00

2. 前計画について

前計画は、基準年度を2008年度（平成20年度）とし、途中見直しの結果、計画期間を2010年度（平成22年度）から2017年度（平成29年度）までとし、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

2016年度（平成28年度）までの状況は図表14のとおりです。

なお、前計画では、温室効果ガス算定において、排出係数を基準年度の2008年度（平成20年度）に固定していたため、本計画内の他のデータと差異があります。



図表 14 温室効果ガス総排出量の推移

※電気の使用による排出係数（東京電力）

2008 年度（平成 20 年度）（基準年度）	…0.418	kg-CO ₂ /kWh
2013 年度（平成 25 年度）	…0.530	kg-CO ₂ /kWh
2016 年度（平成 28 年度）	…0.500	kg-CO ₂ /kWh

第4章 計画の期間及び目標

本計画は、国の地球温暖化対策計画に即して作成することが義務付けられており、この計画では、中期目標として2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で温室効果ガス排出量を46%減の水準にすることとされています。本市の事務事業の多くが該当する、エネルギー起源CO₂の「業務その他部門」は排出量51%減、「運輸部門」は35%減、非エネルギー起源CO₂は排出量14%減の目標となっています。

また、「みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画」（地方公共団体実行計画（区域施策編））では、国の目標値に対して近似曲線を作成し、2027年度（令和9年度）までに2013年度（平成25年度）比で温室効果ガス38%減とし、中期目標として2030年度、長期目標として2050年度での削減目標を設定しました。

本計画は区域施策編と同様に、温室効果ガスの種類ごとに、基準年度に対する2027年度（令和9年度）及び2030年度（令和12年度）の削減目標値を設定します。

1. 計画の期間と基準年度

計画期間は2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間とし、基準年度は2013年度（平成25年度）とします。

2. 温室効果ガス総排出量の目標値

本市の事務事業による温室効果ガス総排出量の削減目標を以下のように定めます。

- | |
|--|
| ・ エネルギー起源の温室効果ガス総排出量 |
| 2027年度（令和9年度）までに2013年度（平成25年度）比で42.0%削減 |
| 2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で51.0%削減 |
| ・ 非エネルギー起源の温室効果ガス総排出量 |
| 2027年度（令和9年度）までに2013年度（平成25年度）比で12.4%削減 |
| 2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で15.0%削減 |

図表15 エネルギー起源の温室効果ガス排出量

年度	二酸化炭素排出量	温室効果ガス総排出量
2013年度	20,278 t-CO ₂	20,288 t-CO ₂
↓		
2027年度	11,761 t-CO ₂ (削減率42.0%)	11,767 t-CO ₂ (削減率42.0%)



2030年度	9,936 t-CO ₂ (削減率51.0%)	9,941 t-CO ₂ (削減率51.0%)
--------	---------------------------------------	---------------------------------------

図表16 非エネルギー起源の温室効果ガス排出量

年度	二酸化炭素排出量	温室効果ガス総排出量
2013年度	31,002 t-CO ₂	32,495 t-CO ₂



2027年度	27,157 t-CO ₂ (削減率12.4%)	28,465 t-CO ₂ (削減率12.4%)
--------	--	--



2030年度	26,351 t-CO ₂ (削減率15.0%)	27,620 t-CO ₂ (削減率15.0%)
--------	--	--

3. 温室効果ガス排出量削減に係る進捗状況

本市の事務事業による温室効果ガス総排出量の削減目標に対する2021年度(令和3年度)時点での進捗状況は図表17のとおりです。

エネルギー起源温室効果ガスについては、2021年度(令和3年度)時点で約11%の削減率となっており、更なる温室効果ガス排出量削減に向けた対策が必要です。

非エネルギー起源温室効果ガスについては、2021年度(令和3年度)時点で約17%の削減率となっており、現状値で2027年度(令和9年度)削減目標を達成しています。しかしながらゼロカーボンシティの実現に向けて引き続き温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

図表17 温室効果ガス排出量の進捗状況

温室効果ガス種別	基準値 2013年度 (平成25年度)	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
エネルギー起源	20,288 t-CO ₂	18,047 t-CO ₂ (11.0%削減)	11,767 t-CO ₂ (42.0%削減)
非エネルギー起源	32,495 t-CO ₂	27,118 t-CO ₂ (16.5%削減)	28,465 t-CO ₂ (12.4%削減)

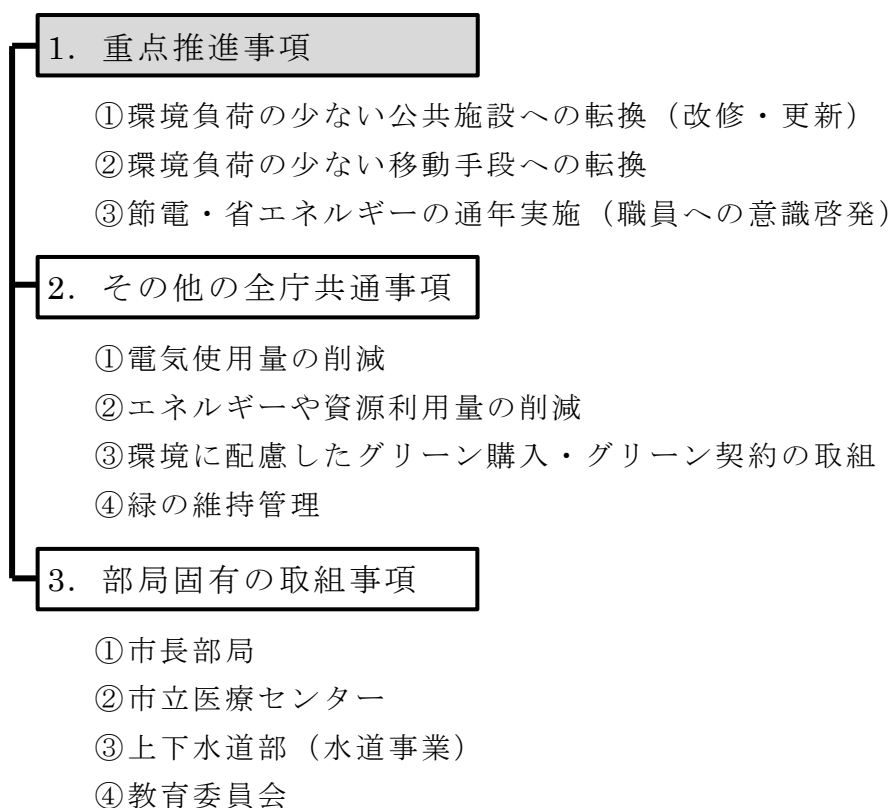
第 5 章 目標達成のための取組内容

市は、温室効果ガスの削減目標達成のため、図表 18 に示す体系で各取組を行います。

市の事務事業の中には、全庁的に共通して取り組むことがふさわしいもの、部局固有の対応や手法を講じる必要があるものがあることから、これらを整理した上で、効率的かつ効果的な推進を図るものとします。

計画を推進する上で重要な部分となる事項や、組織横断的に取り組むべき事項は、重点推進事項として位置付けます。

なお、具体的な行動指針は資料 1 として資料編に掲載します。



図表 18 目標達成のための取組体系

1. 重点推進事項の推進

(1) 重点的に取り組む内容

重点推進事項① 環境負荷の少ない公共施設への転換（改修・更新）

- ・「春日部市公共施設マネジメント基本計画」と連携し、計画期間内において大規模改修等や建替えが予定されている施設についての情報を収集し、担当課と連携して、建替え又は改修等を実施する施設について、最大限環境負荷を低減する施設更新となるよう協議・検討を行います。
- ・取組施設の優先順位を検討する際、省エネルギー診断を実施して効果的な取組を進めます。
- ・BEMS^{※9}等によるエネルギー管理を行い、エネルギーの使用状況の見える化と最適化を図ります。
- ・建物の照明及び街灯のLED化を進めます。
- ・ESCO^{※10}事業の導入など、民間の資金や技術を活用した環境負荷の少ない公共施設への転換を進めます。
- ・設置可能な市保有の建築物の約50%以上に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備や蓄電池などを設置することを目指し、環境面及び防災面の機能強化を図ります。
- ・新設や大規模な更新が計画されている施設は、環境への負荷を低減するためZEB Ready^{※11}相当を目指します。
- ・2028年度までに、市で調達する電力の70%以上を再生可能エネルギー電力とし、市庁舎のRE100及び営農型太陽光・公共PPAからのエネルギーの地産地消を目指します。

重点推進事項② 環境負荷の少ない移動手段への転換

- ・公用車の利用状況を勘案し、公共交通機関や自転車の利用を推進することで、車両台数の適正化を図ります。
- ・買い替え、リース期間満了により、新たな自動車を取得しようとする場合、原則として、次世代自動車を導入するものとします。特に、電気自動車については、2028年度までに事務事業に供する公用車の内、20%以上の導入を目指します。
- ・公用車における電気自動車の円滑な普及のため、公共施設の新設、建替え、または大規模改修の際は、電気自動車の充電設備及び給電

※9 Building Energy Management Systemの略。建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネに役立てていくためのシステム。

※10 Energy Service Company 事業の略。工場・事務所・オフィスビル・商業施設・公的施設などに対して、省エネに関する包括的なサービスを提供し、従前の利便性を損なうことなくコスト削減効果を保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る事業。

※11 ZEBとはZero Energy Buildingの略。室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネ化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロまたはマイナスとすることを目指した建築物。ZEB ReadyとはZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を50%以上削減した建築物

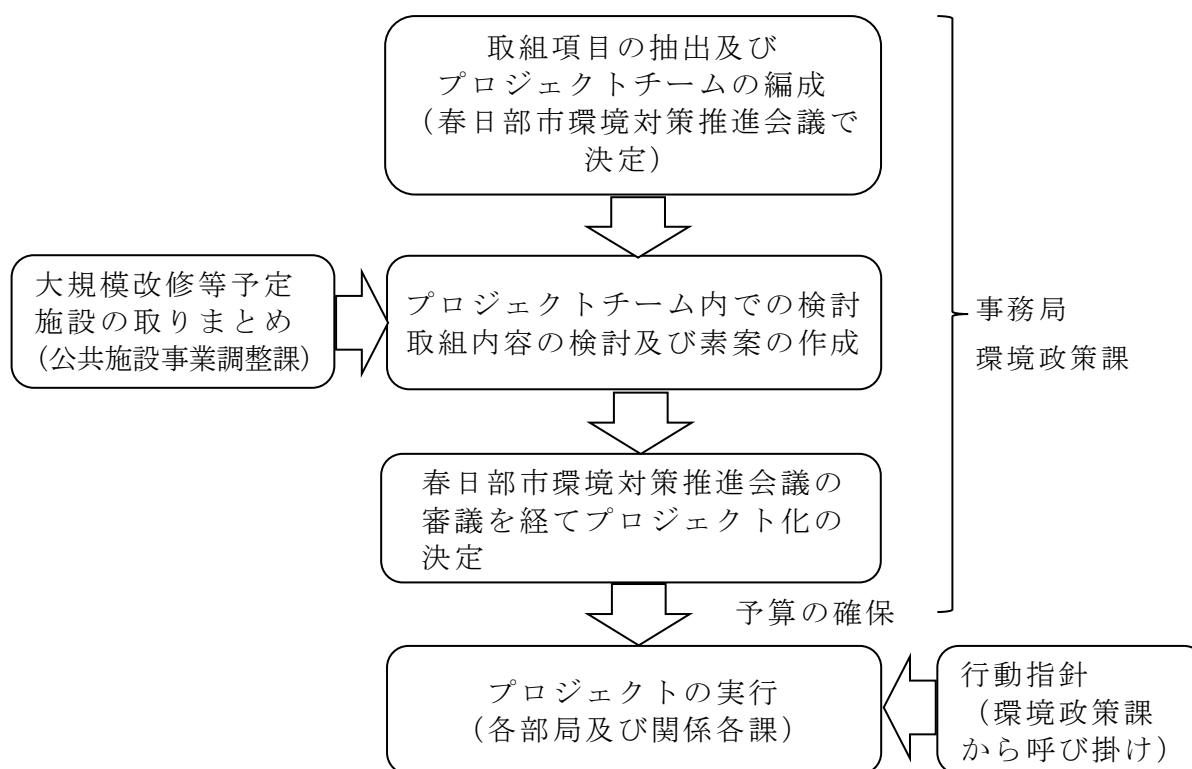
設備等を確保するとともに、将来増設可能となるよう配慮します。
重点推進事項③ 節電・省エネルギー対策の通年実施（職員への意識啓発）

- ・節電や省エネ対策を実施するためには、職員一人ひとりの意識・行動が極めて重要になることから、年間を通じた意識啓発を実施します。
- ・毎週水曜日のエコアクションデー（ノー残業デー）の実施
- ・「クールビズ」「ウォームビズ」の実施
- ・エコドライブの推進
- ・照明の適正使用の推進
- ・環境に関する研修会の実施
 [環境施策を全庁的に進める必要性やその手法等について学ぶ]
- ・見える化による取組の推進
 [各施設のエネルギー使用量等のデータを集計・見える化し、行動指針の取組状況について定期的にチェックし、取組意欲の維持・向上を図る]

(2) 重点推進事項のプロジェクト化

建替えや大規模改修等のタイミングに合わせた再生可能エネルギーの導入や省エネ機器への改修を進めるためには、複数年にわたる部局間との調整や協議が必要です。

そこで、重点推進事項の推進にあたっては、プロジェクトチームを組織して推進するものとします。（図表 19）



図表 19 重点推進事項のプロジェクト化の例

2. その他の全庁共通事項の推進

その他の全庁共通事項① 電気使用量の削減

- ・室内空調条件を把握し、冷暖房温度設定は、室内環境基準の範囲内で、実際の室内温度と外気温度との差などを考慮して設定します。
- ・照明設備の省エネ化や長寿命化を図るため LED 化を進めます。
- ・空調の温度設定を適切に設定するとともに、効果的なブラインドの活用を図ることで、空調による電気使用量の削減を図ります。
- ・執務室や廊下などの状況に合わせた照明の間引きや、昼休みの消灯、残業時の照明を必要最低限にするなどして、照明による電気使用量の削減を図ります。
- ・扇風機・ブラインド等の小物を活用した空調使用の合理化を図ります。
- ・エレベーターの使用はなるべく控え、また使用していない電気機器の電源を切るなど、電気使用量の削減を図ります。
- ・電気機器の交換にあたっては、エネルギー効率の良い物にします。
- ・最大電力を抑制するためのデマンド管理^{※12}を行います。
- ・計測監視、受電設備の点検を実施します。

その他の全庁共通事項② エネルギーや資源利用量の削減

- ・公用車を使用する際は、エコドライブ^{※13}を実施することで、自動車燃料の削減を図ります。
- ・施設のボイラーや冷温水発生器等の適切な運転管理・整備を行うとともに、指定管理者にも同様に管理を求めることで、エネルギー使用の削減を図ります。
- ・エネルギー使用設備・機器の日常点検・定期的な点検を適切な時期で行い、記録・整理し適正な管理に努めます。
- ・文書の電子化・両面コピー・裏紙利用を推進し、紙使用量の削減を図ります。
- ・雨水の活用を推進し、節水型機器を導入するとともに、節水に心がけることで、水道水の使用量の削減を図ります。
- ・フロン類・備品・什器などの廃棄物の適正な処理と、紙類の適正なリサイクルなど、市の施設から出るゴミの分別と適正な処理を推進します。
- ・物品リユースマーケットにより、文具や備品を庁内で融通し、再利用を推進します。

※12 電力需要を把握し、使用している電力機器を調整することで、最大電力の削減を図ること。

※13 荷物の積み下ろしや人待ちの時は、アイドリングストップを行う。公用車を運転するときは急発進、急加速をしない。不必要な荷物を積んだままで運行しないなど。エコドライブ 10 のすめについては、資料 7 を参照。

その他の全庁共通事項③ 環境に配慮したグリーン購入・グリーン契約の取組

- ・物品の購入等については、春日部市環境物品等の調達推進方針を作成し、グリーン購入法適合商品等の購入の徹底を図ります。
- ・国が基本方針で具体的な環境配慮契約の方法を定めているもの^{※14}については、本市の状況に応じて個別に環境配慮契約方針を作成し、庁内における環境配慮契約を推進します。

その他の全庁共通事項④ 緑の維持管理

- ・公共施設の屋上や壁面などの緑化や、施設敷地内の緑地の適正な管理を推進し、緑の維持管理を推進します。

※14 電力供給・自動車の購入等・船舶の調達・省エネルギー改修・建築物。

3. 部局固有の取組事項の推進

温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するためには、部局別の状況に応じた取組も大切です。

省エネ等に関する部局別の具体的な取組内容は以下のとおりです。

①市長部局

- ア．複層ガラスの採用や樹脂サッシなど、窓ガラスの断熱化を行うと同時に、緑のカーテンの活用による夏季温度上昇の抑制を図ります。
- イ．水回りには、節水設備を導入した上で、雨水利用も促進することで、節水を進めます。
- ウ．来庁者や利用者の状況に合わせ、エレベーター稼働台数の適正化を図ります。

②市立医療センター

- ア．病室や事務室など、部屋の用途に応じた空調温度の調整を図ります。
- イ．照明の適正利用を図ります。

③上下水道部（水道事業）

- ア．ポンプなどを高効率設備に更新します。
- イ．浄水場内の施設や用地を利用し、再生可能エネルギーなどの導入を検討します。

④教育委員会

- ア．空調運転時間を使用実態に合わせて管理し、空調区画ごとに設定温度を管理します。なお、小・中・義務教育学校の空調設備については、春日部市立小・中学校エアコン運用指針に基づき管理します。
- イ．小・中・義務教育学校校舎トイレ改修にあたっては、節水型衛生器具及び人感センサー付き設備器具の導入を図ります。
- ウ．小・中・義務教育学校の空調稼働状況をモニタリングし、エネルギー消費量等を管理します。

第6章 計画の推進及び点検の体制と公表

1. 計画の推進体制の組織と各役割

計画の推進のための体制の役割及び組織と、主な役割は図表20のとおりです。

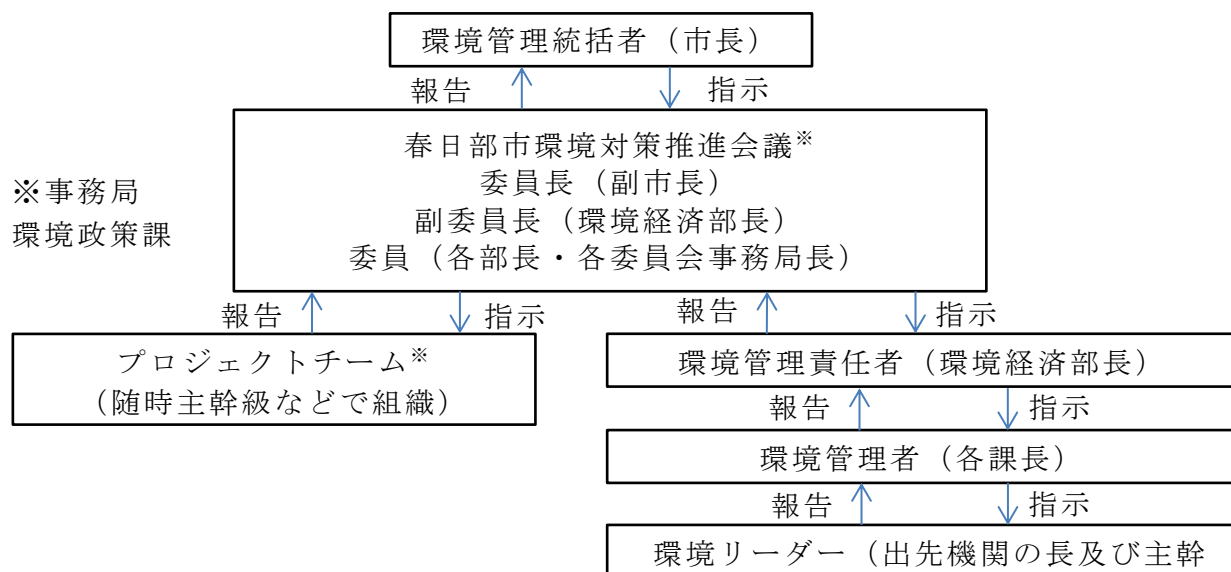
図表20 計画推進のための役割及び組織の主な役割

(1) 計画推進の役割

役職名	担う者	主 な 役 割
環境管理統括者	市長	計画及び方策の決定等を行う
環境管理責任者	環境経済部長	計画の進捗状況の把握、点検及び評価結果の取りまとめを行うため、環境管理者への指示・監督を行う。また、環境管理者を通じて環境リーダーに行動指針の推進を指示する
環境管理者	各課長	課内（出先機関を含む。）の計画の進捗状況の把握、点検及び評価結果を取りまとめ、環境管理責任者に報告を行う。また、環境リーダーに行動指針の推進を指示する
環境リーダー	出先機関の長及び主幹級	課内または出先機関内における行動指針を推進する

(2) 計画推進の組織

組織名	構成員	主 な 役 割
春日部市環境対策推進会議	副市長 各部長	計画の進捗状況の管理及び計画の調査審議を行う
プロジェクトチーム	随時 主幹級など	春日部市環境対策推進会議の指示により専門的な事項（プロジェクト）について、検討・立案・推進をする



2. 実施状況の点検・評価・公表

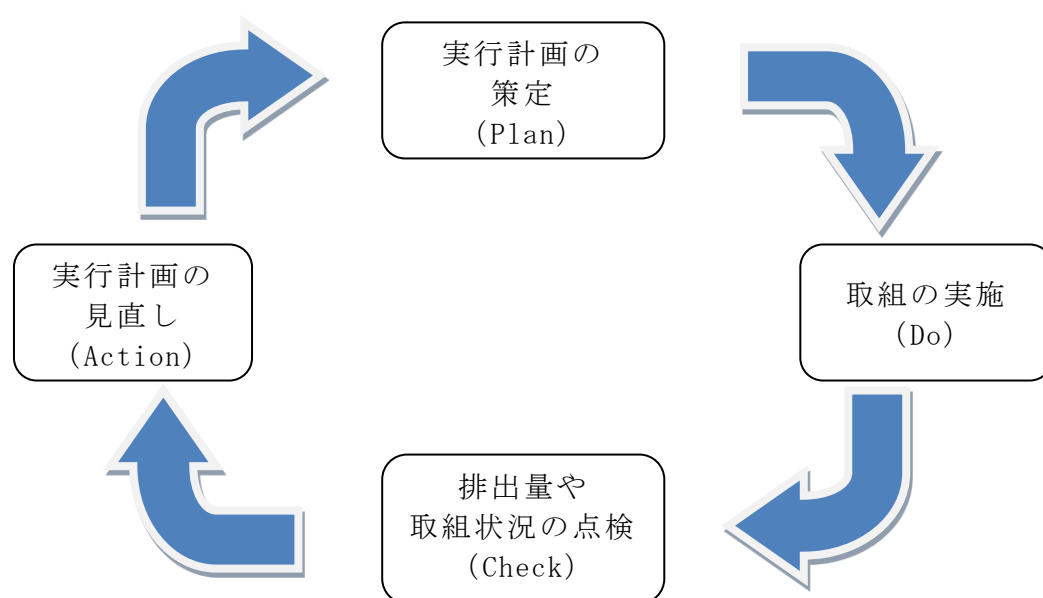
(1) 点検・評価の流れ

本計画は市の事務事業に係る全ての電気・ガス・ガソリン等の使用をはじめ、物品購入から紙等の廃棄に至るまで多種多様かつ広範な分野が関係します。そのため、取組を進めるにあたっては、全組織の横断的な調整を含めて職員一人ひとりの意識の向上が必要不可欠です。

現在の情報を可能な限り整理し、問題点を洗い出し、改善点を明確に提示することによって、さらなる改善効果の実現を目指していくことが重要です。

本計画を全庁的に推進するため、図表21のように、自らの温室効果ガスの排出状況を認識して、実行計画やプロジェクトの策定(Plan)、計画やプロジェクトに基づいた部局や各課単位における取組の実施(Do)、排出量や取組状況の点検(Check)、実行計画やプロジェクトの見直し(Action)というサイクルを繰り返すことで、目標達成を目指します。

なお、排出状況や取組状況の点検は、毎年度行い、プロジェクトは、計画の内容に応じて、2～3年に一度のペースで見直しをします。



図表 21 実行計画の推進サイクル

(2) 各課及び出先機関における日常的な推進のための点検・評価体制

環境管理者は、本計画の実効性を高めるため、排出状況や取組内容を把握・点検・評価し、各課等における本計画の数値目標の達成に向けた取組を推進します。

また、各所属の環境リーダーは、日常業務の中で職員が行動指針に基づき業務に取り組むことを管理・推進します。

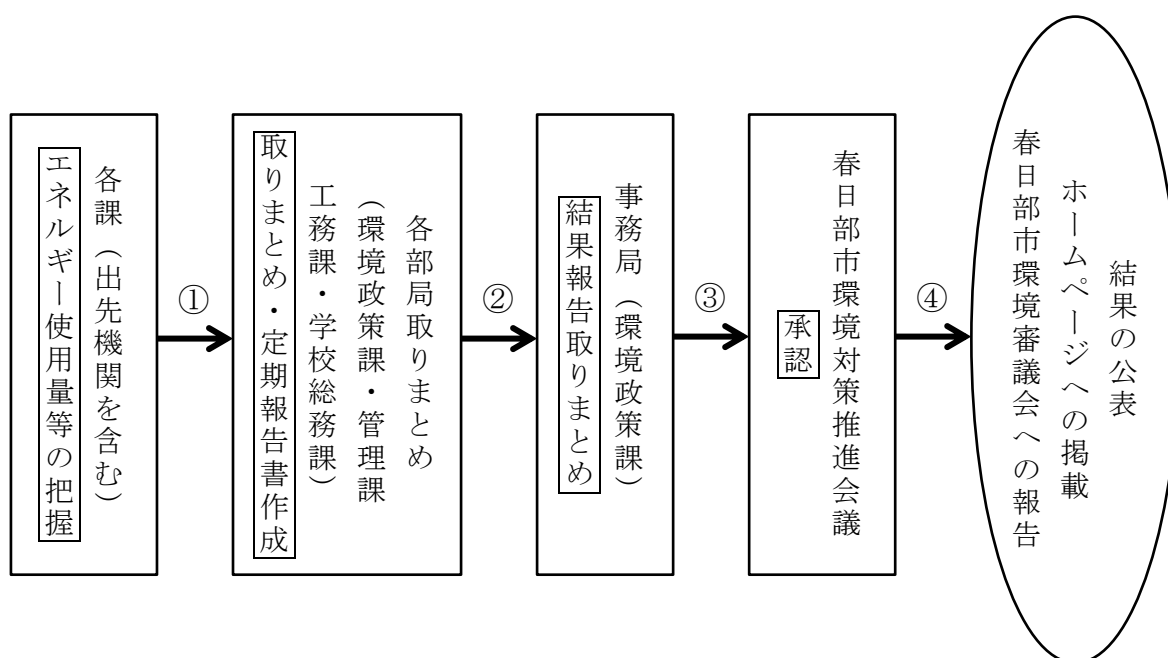
(3) 公表内容と頻度

今後の継続的管理を推進する上で重要となる、各年度の各部局からのエネルギー使用量の取りまとめの流れは、図表22のとおりです。

温室効果ガスの総排出量、数値目標の達成状況、計画の取組状況等については、環境政策課で取りまとめ、温対法第21条第10項に基づき、毎年度公表します。

【公表の流れ】

- ① 各課は、当該課内（出先機関を含む。）のエネルギー使用量を毎月記録し、毎年度環境政策課の指定する日までに、各部局の取りまとめ課へ報告します。
- ② 各部局の取りまとめ課は、各課の取組状況を集計し、毎年度省エネ法や県条例の届出をするとともに、環境政策課へ結果を報告します。
- ③ 各部局から報告された結果及び国から公表される該当年度の電気事業者の実排出係数に基づき、環境政策課で市全体の事務事業における温室効果ガスの総排出量、数値目標の達成状況等の点検・評価を行い、春日部市環境対策推進会議に結果を報告します。
- ④ 春日部市環境対策推進会議の承認後、年度内に環境政策課が市のホームページ等に公表するとともに、春日部市環境審議会へ報告します。



図表22 温室効果ガス排出量取りまとめの流れ

資料編

資料 1 全庁的に取り組む具体的な行動指針

No	取組内容	職員一人ひとりが取り組むもの	担当課（主導となる課）が取り組むもの
①電気使用量の削減			
1	室温が夏季は 28℃、冬季は 20℃になるように空調を調節する。	●	●
2	接客時など必要がある場合を除き、昼休みは照明を消す。	●	●
3	窓のブラインドの適切な開閉により、採光・遮光を効果的に行う。	●	●
4	ノー残業デーの取組を徹底する。	●	●
5	業務及び歩行等に支障のない範囲で、執務室や廊下の照明を間引きする。		●
6	最大電力を抑制するためのデマンド管理を行う。		●
7	計測監視・受電設備の点検を実施する。		●
8	始業前及び残業時の照明は、必要最低限にする。	●	
9	エレベーターはできるだけ使用せずに階段を使用する。（2 アップ 3 ダウン※15 の励行。）	●	
10	パソコンの利用は、業務上必要な場合のみとする。（昼休み・業務時間外も含む）	●	
11	パソコン利用時の画面の明るさ等の設定は、必要最低限の値とする。	●	●
12	使用していない電気機器の電源を切り、コンセントを抜く。	●	●
13	私用の電気機器の充電等を行わない。	●	

※15 フロアの階を移動する際、2 階上がる、あるいは 3 階下に行く程度のときは、エレベーターに乗らず階段を利用すること。

No	取組内容	職員一人ひとりが取り組むもの	担当課（主導となる課）が取り組むもの
②エネルギーや資源利用量の削減			
1	外出するときは、徒歩・自転車・公共交通機関を利用するように心がける。	●	
2	エコドライブを実施する。	●	
3	ボイラー・冷温水発生機等の適切な運転管理・整備を行う。		●
4	指定管理者にもエネルギー管理を求める。		●
5	エネルギー使用設備・機器の日常点検・定期的な点検を行い、適正に管理する。		●
6	ファイリングシステムを活用し、資料はできるだけ一元化し、課内・担当内・個人で複数保有しない。	●	
7	可能な限り両面コピーやミスコピーの裏面利用をする。	●	
8	文書の電子化を推進する。	●	●
9	雨水を利用した水洗トイレ、植木への散水等のための施設・設備を導入する。		●
10	節水型機器を導入する。		●
11	水道水を使うときは、節水に心がける。	●	
12	公用車の洗車時には、ため洗いを心がける。	●	
13	フロンや代替フロンを使用している機器を交換・廃棄するときは、フロンガスを回収し適正に処理する。		●
14	備品・什器・車などを廃棄する時は適正に処理する。		●
15	各古紙や雑紙のリサイクルボックスを設置し、回収を行う。	●	●
16	市の施設から出るごみは、市の分別方法に従って分別を徹底し、適正に処理する。	●	
17	3M 運動（マイバッグ・マイはし・マイボトル）を推進する。	●	
18	物品リユースマーケットを活用する。	●	●
19	備品などは安易に新規購入せず、可能な限り長く使う。	●	●

No	取組内容	職員一人ひとりが取り組むもの	担当課（主導となる課）が取り組むもの
③環境に配慮したグリーン購入・グリーン契約の取組			
1	コピー用紙購入の際は、総合評価値80ポイント以上を目安に、可能な限り古紙配合率の高いものを購入する。	●	●
2	市の発行物を含め、印刷物を作成する際は、できる限りリサイクル適正やグリーン購入法に適合する印刷方法で作成する。	●	●
3	OA機器導入の際には、国際エネルギースタープログラム※16に適合した商品を導入する。	●	●
4	グリーン購入法適合商品等の購入の徹底等を図る。	●	●
5	公共工事を行うときは、計画段階から事業の実施が環境に与える影響を把握し、環境保全対策を検討・実施する。		●
6	歩道・駐車場などの整備の際は、透水性舗装を採用し、雨水を地下に浸透させる。		●
7	道路整備・河川整備などの工事を行うときは、生物の生息環境の保全や連続性の確保に努める。		●
8	事業者の ISO/JIS 環境規格認証取得動向を勘案し、入札参加資格の審査の際、ISO/JIS 環境規格の認証取得の有無を考慮する。		●
9	建築物に関する契約をする際は、環境配慮技術に優れた設計者を選定するため、環境配慮型プロポーザル方式の導入に努める。	●	●

No	取組内容	職員一人ひとりが取り組むもの	担当課（主導となる課）が取り組むもの
④緑の維持管理			
1	公共施設の敷地内の緑化を推進する。		●
2	公共施設の敷地内緑地の適正な管理を行う。		●

※16 世界9カ国・地域で実施されているオフィス機器の国際的省エネルギー制度。

資料 2 参考データ

これまでにCO₂の削減につながった取組

重点推進事項①関係 (p16)

- …街路灯のLED化（平成29年度に実施）-暮らしの安全課-
- ⇒市で管理している街路灯のLED化、環境省補助金と活用したもの
- 概算CO₂削減量…984t-CO₂（基準年度比約4.8%削減）

その他の全庁共通事項①関係 (P18)

- …余熱を利用した発電（平成5年度から実施）
- リサイクル推進課（環境センター）-
- ⇒一般廃棄物処理施設における余熱を利用して発電したもの
- 令和3年度概算CO₂削減量…4,506t-CO₂（基準年度比約22.2%削減）

その他の全庁共通事項③関係 (P19)

- …電力に係るグリーン契約（平成25年度から実施）
- 環境政策課・学校総務課・中央公民館-
- ⇒高圧受電施設76施設において入札を実施したもの
- 平成28年度CO₂削減量…396t-CO₂（基準年度比約1.9%削減）

取り組みを実現した場合（試算）

重点推進事項①関係 (p16)

- …再エネ電力への切り替え（令和4年度に一部実施）
- ⇒再生可能エネルギーにより発電された電力を使用する場合
- 想定CO₂削減量…1,532t-CO₂（基準年度比約7.6%削減）
- ※令和3年度電気使用量実績を使用かつ令和4年度に実施している一部施設で利用した場合
- 想定CO₂削減量…12,824t-CO₂（基準年度比約63.2%削減）
- ※令和3年度電気使用量実績を使用かつ全施設で利用した場合

重点推進事項②関係 (p16) …公用車導入時における次世代自動車への転換

- ⇒ガソリン車を電気自動車（BEV、PHV、HV）に入れ替えた場合
- 燃費がCO₂換算で5分の2

重点推進事項③関係 (p16) …職員への環境教育

- ⇒職員全員がエコドライブを実施し、燃費が10%向上した場合
- 想定CO₂削減量…21t-CO₂（基準年度比約0.1%削減）

資料 3 地球温暖化対策の推進に関する法律【抜粋】

(平成十年法律第百十七号)

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴

って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

7 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量
- 二 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位
- 三 京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（政府実行計画等）

第二十条 政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政府実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他政府実行計画の実施に関し必要な事項

3 環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府実行計画を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。
- 7 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
 - 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関し行う活動の促進に関する事項
 - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
 - 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
- 4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。
- 7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
- 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送

付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べる
ことができる。

- 17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環
境省令で定める。

資料 4 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律【抜粋】

(平成十二年法律第百号)

最終改正：令和 3 年 5 月 19 日 法律第 36 号

(目的)

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

一 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

資料 5 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律【抜粋】

(平成十九年法律第五十六号)

最終改正：令和 3 年 5 月 19 日 法律第 36 号

(目的)

第一条 この法律は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「温室効果ガス等」とは、温室効果ガスその他環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の原因となる物質をいう。

2 この法律において「国等」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。

3 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

5 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあってはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあってはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

資料 6 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律【抜粋】

(平成十六年法律第七十七号)

最終改正：平成 17 年 7 月 26 日 法律第 87 号

(目的)

第一条 この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境配慮等の状況」とは、環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況をいう。

2 この法律において「環境情報」とは、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報及び製品その他の物又は役務（以下「製品等」という。）に係る環境への負荷の低減に関する情報をいう。

3 この法律において「環境に配慮した事業活動」とは、環境への負荷を低減すること、良好な環境を創出することその他の環境の保全に関する活動が自主的に行われる事業活動をいう。

4 この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、自らの環境配慮等の状況を公表するとともに、事業者による環境情報の提供の促進、事業者又は国民による環境情報の利用の促進その他の環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、その区域の自然的社会的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するように努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するに当たっては、中小企業者の事務負担その他の事情に配慮をしつつ、これを行うものとする。



エコドライブ10のすすめ

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。また、エコドライブは、交通事故の削減につながります。燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもあります。心にゆとりをもって走ること、時間にゆとりをもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。エコドライブは、誰にでも今すぐに始めることができるアクションです。小さな意識を習慣にすることで、あなたの運転がよくなって、きっと社会もよくなります。できることから、はじめてみましょう、エコドライブ。

1 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

2 ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることが心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

4 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

5 エアコンの使用は適切に

車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房が必要なときでも、車内を冷やしすぎないようにしましょう。

※1 交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に留意があるため注意しましょう。（自動アイドリングストップ機能搭載車は同様ありません。）
 ・手動アイドリングストップ中に何らかのブレーキを踏むとブレーキの効きが悪くなります。
 ・傷れないと誤動作や発進遅れが生じます。またバッテリーなどの部品寿命の観点によりエンジンが再始動しない場合があります。
 ・エアバッグなどの安全装置や方向指示燈などが作動しないため、先頭車向付正や坂道での手動アイドリングストップは避けましょう。
 ※2 20℃程度の極端な低温など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。
 ※3 タイヤの空気圧は1ヶ月で5%程度低下します。
 ※4 適正値より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合は、

6 ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際は、アイドリングはやめましょう※1。10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です※2。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをおおきく確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。

8 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう※3。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します※4。また、エンジンオイル・オイルフィルター・エアクリ・ナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

9 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

10 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車をやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

エコドライブ普及推進協議会

公益財団法人
事務局 交通エコロジー・モビリティ財団

エコドライブ普及推進連絡会策定
（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）



資料 8 エコライフ DAY・WEEK チェックシート

埼玉県が作成しているエコライフ DAY・WEEK チェックシートを活用し、日常生活でも一人ひとり身近なことから取組を実施しましょう。シートを利用する際は、最新版をご利用ください。

エコライフDAY・WEEK埼玉2022(夏) チェックシート 中学生・高校生・一般用

※数字の単位は「グラム(g)」です、本人用

今日できたことに、☐をしてください。

ステップ1 エコライフDAY 下のエコライフ項目を見ながら、1日、環境のことを考えて生活してみましょう!!

項目番号	項目名	削減量	本人用	家族用
1	室温28℃を目安に冷房を適切に使用した。(100g・ひと夏で801円節約)	100	☐	☐
2	冷房の利用時間を1時間減らした。(62g・ひと夏で497円節約)	62	☐	☐
3	エアコンのフィルターを掃除した。(39g・1年で846円節約)	39	☐	☐
4	ほかのことをするときは、テレビを消した。(21g・1年で445円節約)	21	☐	☐
5	テレビなど家電製品を使わないときは、主電源を切りコンセントからプラグを抜いた。(69g・1年で1,483円節約)	69	☐	☐
6	部屋を出る時は、明かりを消した。(19g・1年で406円節約)	19	☐	☐
7	お湯や水を流しっぱなしにしないで、こまめにとめた。(82g・1年で3,031円節約)	82	☐	☐
8	お風呂は冷めないうちに、みんなで続けて入った。(233g・1年で6,052円節約)	233	☐	☐
9	タオルでよく拭いてからドライヤーを使った。(37g・1年で805円節約)	37	☐	☐
10	トイレの便座暖房の電源を切った。(冬は温度を低くした。)(32g・1年で699円節約)	32	☐	☐
11	炊飯器の保温機能を使わなかった。(52g・1年で1,116円節約)	52	☐	☐
12	冷蔵庫にものを詰め込み過ぎなかった。(54g・1年で1,161円節約)	54	☐	☐
13	冷蔵庫の庫内温度設定を、「強」から「中」に変更した。(76g・1年で1,634円節約)	76	☐	☐
14	冷蔵庫の食材をチェックし、買うものを決めてから買い物に出かけた。(20g)	20	☐	☐
15	お店で手前にある食品を購入した。(12g)	12	☐	☐
16	ご飯やおかずを、残さず食べた。(22g)	22	☐	☐
17	野菜は旬のものを選んで食べた。(97g)	97	☐	☐
18	買い物をするとき、レジ袋をもらわなかった。(33g)	33	☐	☐
19	出かけるときは、水筒やマイボトルを持ち歩いた。(43g)	43	☐	☐
20	出かけるときは自転車に乗らずに、徒歩・自転車・バス・電車を利用した。(193g・1年で2,377円節約)	193	☐	☐

エコライフDAY合計

□がついた個数

□がついた二酸化炭素の合計

(全部□をつけば1,296gです)

ステップ2 エコライフWEEK さらに上のエコライフ項目のなかからいくつか選んで、1週間続けてみましょう!!

項目番号	項目名	削減量	本人用	家族用
1	室温28℃を目安に冷房を適切に使用した。(100g・ひと夏で801円節約)	100	☐	☐
2	冷房の利用時間を1時間減らした。(62g・ひと夏で497円節約)	62	☐	☐
3	エアコンのフィルターを掃除した。(39g・1年で846円節約)	39	☐	☐
4	ほかのことをするときは、テレビを消した。(21g・1年で445円節約)	21	☐	☐
5	テレビなど家電製品を使わないときは、主電源を切りコンセントからプラグを抜いた。(69g・1年で1,483円節約)	69	☐	☐
6	部屋を出る時は、明かりを消した。(19g・1年で406円節約)	19	☐	☐
7	お湯や水を流しっぱなしにしないで、こまめにとめた。(82g・1年で3,031円節約)	82	☐	☐
8	お風呂は冷めないうちに、みんなで続けて入った。(233g・1年で6,052円節約)	233	☐	☐
9	タオルでよく拭いてからドライヤーを使った。(37g・1年で805円節約)	37	☐	☐
10	トイレの便座暖房の電源を切った。(冬は温度を低くした。)(32g・1年で699円節約)	32	☐	☐
11	炊飯器の保温機能を使わなかった。(52g・1年で1,116円節約)	52	☐	☐
12	冷蔵庫にものを詰め込み過ぎなかった。(54g・1年で1,161円節約)	54	☐	☐
13	冷蔵庫の庫内温度設定を、「強」から「中」に変更した。(76g・1年で1,634円節約)	76	☐	☐
14	冷蔵庫の食材をチェックし、買うものを決めてから買い物に出かけた。(20g)	20	☐	☐
15	お店で手前にある食品を購入した。(12g)	12	☐	☐
16	ご飯やおかずを、残さず食べた。(22g)	22	☐	☐
17	野菜は旬のものを選んで食べた。(97g)	97	☐	☐
18	買い物をするとき、レジ袋をもらわなかった。(33g)	33	☐	☐
19	出かけるときは、水筒やマイボトルを持ち歩いた。(43g)	43	☐	☐
20	出かけるときは自転車に乗らずに、徒歩・自転車・バス・電車を利用した。(193g・1年で2,377円節約)	193	☐	☐

エコライフWEEK合計

氏名

ステップ1(エコライフDAY)とステップ2(エコライフWEEK)で減らせたCO2(g)の合計

エコライフDAY・WEEK埼玉2022(冬) チェックシート 中学生・高校生・一般用

★ステップ1 エコライフDAY 下の取組項目を見ながら、1日、環境のことを考えて生活してみましょう!!

★ステップ2 エコライフWEEK さらにいくつかの項目を選んで、1週間続けてみましょう!!

今日できたことに、☐をしてください。

項目番号	項目名	削減量	本人用	家族用
1	室温20℃を目安に暖房を適切に使用した。(140g・ひと冬で1,677円節約)	140	☐	☐
2	エアコンのフィルターを掃除した。(39g・1年で1,009円節約)	39	☐	☐
3	ほかのことをするときは、テレビを消した。(21g・1年で530円節約)	21	☐	☐
4	テレビなど家電製品を使わないときは、主電源を切りコンセントからプラグを抜いた。(69g・1年で1,770円節約)	69	☐	☐
5	照明は省エネ型のLED照明を使用した。(111g・1年で2,844円節約)	111	☐	☐
6	部屋を出る時は、明かりを消した。(19g・1年で484円節約)	19	☐	☐
7	お湯や水を流しっぱなしにしないで、こまめにとめた。(84g・1年で3,308円節約)	84	☐	☐
8	お風呂は冷めないうちに、みんなで続けて入った。(233g・1年で6,882円節約)	233	☐	☐
9	トイレの便座暖房の温度を低くした。(夏は電源を切った)(32g・1年で834円節約)	32	☐	☐
10	炊飯器の保温機能を使わなかった。(51g・1年で1,308円節約)	51	☐	☐
11	電気ポットを長時間使用しないときはプラグを抜いた(132g・1年で3,396円節約)	132	☐	☐
12	冷蔵庫にものを詰め込み過ぎなかった。(54g・1年で1,385円節約)	54	☐	☐
13	冷蔵庫の庫内温度設定を、「強」から「中」に変更した。(76g・1年で1,950円節約)	76	☐	☐
14	冷蔵庫の食材をチェックし、買うものを決めてから買い物に出かけた。(20g)	20	☐	☐
15	お店で手前にある食品を購入した。(12g)	12	☐	☐
16	ご飯やおかずを、残さず食べた。(22g)	22	☐	☐
17	野菜は旬のものを選んで食べた。(97g)	97	☐	☐
18	買い物をするとき、レジ袋をもらわなかった。(33g)	33	☐	☐
19	出かけるときは、水筒やマイボトルを持ち歩いた。(44g)	44	☐	☐
20	出かけるときは自転車に乗らずに、徒歩・自転車・バス・電車を利用した。(193g・1年で2,464円節約)	193	☐	☐

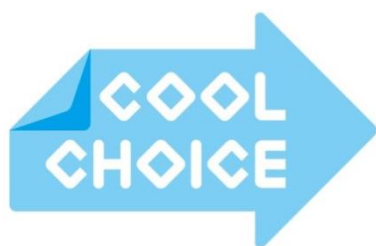
合計 1479

削減量

削減した二酸化炭素の合計

氏名

ステップ1(エコライフDAY)とステップ2(エコライフWEEK)で減らせた二酸化炭素(g)の合計



未来の
ために、
いま選ぼう。

春日部市は、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(=賢い選択)」に賛同し、地球温暖化対策に取り組みます。

春日部市役所が取り組む地球温暖化対策実行計画

【令和4年度中間見直し版】

～第2次春日部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

《2018年度（平成30年度）～2027年度（令和9年度）》

発行 春日部市
編集 環境経済部環境政策課
作成 2023年（令和5年）4月
改訂 2024年（令和6年）7月
〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1
TEL：048-736-1111（代表）
E-mail：kankyo@city.kasukabe.lg.jp

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

グリーン購入法に適合した用紙を使用しています